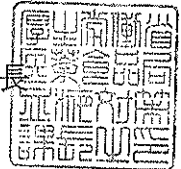


薬食血発第 1201001 号
平成 18 年 12 月 1 日

都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長



インフルエンザワクチンの安定供給について

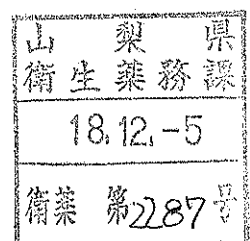
今冬のインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策については、平成 18 年 6 月 30 日付け医政経第 0630001 号、健感発第 0630001 号、薬食血第 0630001 号医政局経済課課長、健康局結核感染症課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「6 月 30 日付け連名通知」という。）及び平成 18 年 10 月 17 日付け医政経第 1017001 号及び薬食血第 1017001 号医政局経済課課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知により、周知したところである。

毎週インフルエンザワクチンの在庫状況一覧を送付しているところであるが、在庫状況からみて全国的に十分に流通されており、不足の事態が生じることが考えにくいことが確認できる。

については、卸売販売業者の在庫の取扱い及び各製造業者が保管しているワクチン不足時の融通用ワクチン（以下「融通用ワクチン」という。）の取扱いについて下記のとおりとするので、貴官下関係者に対してご指導方よろしくお願ひいたしたい。

記

1. 融通用ワクチンについては、12 月 1 日をもって原則製造業者等に対して一部解除し、供給を確実に行うこととするが、解除後の供給依頼に対しての対応、年末時点で接種のスケジュールが遅い自治体等のために、当初の 60 万本（1ml 換算）から 28 万本を供給して今後の融通用としては、32 万本のワクチンを保管することとした。



- 2 解除後についても、各都道府県内において、不足の状況が認められた場合。
 - (1) 該当都道府県は、在庫不足医療機関等に対して、卸売販売業者から未納在庫を優先的に供給するよう依頼するとともに、医療関係団体に対して、未納在庫の扱いについて傘下の会員に協力を求めるよう、速やかに要請すること。
 - (2) なお、接種シーズン終盤まで、在庫ワクチンを抱えて返品することは、安定供給の妨げになるため状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討すること。
 - (3) 平成19年1月以降においても貴管内への供給の必要性が認められる場合には、32万本の中からの供給を検討するので、当職まで連絡すること。